

保護者各位

学校法人日本女子大学
修学継続緊急支援金（新型コロナウイルスによる家計急変世帯対象）について

日本女子大学附属中学校・高等学校
中高事務室

学校法人日本女子大学では、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の生徒を対象に、今年度の授業料または施設設備費の一部減免を対象とした緊急支援策を講じることになりました。

申請を希望される方は、本要項をご熟読の上、申請書類を本校ホームページからダウンロードし、**6月15日（水）必着にて、レターパックライトまたは特定記録郵便にてお送りください。**窓口では受理いたしませんのでご注意ください。

1. 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した中学校・高等学校の世帯の生徒のうち、次の（1）（2）の要件を**いずれも満たす方が対象となります。**

（1）下記のいずれか1つを満たすこと。

- ①国や地方公共団体又はその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する該当年の公的支援の受給証明書の提出があること。
- ②保護者全員分の所得金額及び所得見込額が下記の5パターン（a～e）のいずれかであること。

【全5パターン】※申請書には、どのパターンで申請するかを記載のこと。

所得金額⇔所得金額（所得金額⇔所得見込額）の比較

- a 2019年所得金額（基準）⇔2021年所得金額（基準の1/2以下）
- b 2020年所得金額（基準）⇔2021年所得金額（基準の1/2以下）
- c 2019年所得金額（基準）⇔2022年所得見込額（基準の1/2以下）
- d 2020年所得金額（基準）⇔2022年所得見込額（基準の1/2以下）
- e 2021年所得金額（基準）⇔2022年所得見込額（基準の1/2以下）

（2）保護者等全員分の2021年の所得金額、もしくは2022年の所得見込額が下記であること。

基準1 給与所得者の場合：841万円以下（※1）

基準2 給与所得者以外の場合：355万円以下（※1）

◆「給与所得」と「給与所得以外の所得」の両方がある場合は、それぞれの所得金額を合計して、841万円以下とします。

（ただし、合算する以前にそれぞれの所得金額が（2）の金額を超えている場合は、対象外。）

※1 所得基準給与所得者は、収入見込金額（支払額）が841万円以下、給与所得者以外は、必要経費を引いた金額（確定申告書における所得金額）が355万円以下であること。

※別紙の提出書類に対象となるパターンを記載しています。生計維持者の状況が対象になるかどうか必ず確認のこと。

※2022年の所得見込額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に**合理的な方法で算出されているものとする**（例えば収入が減少した月の一か月分の所得を12倍するなどにより算出）。

【対象とならない方】

- (1) 2022年度休学者及び退学される方は対象となりません。
(採用後に退学又は休学が決定した場合には本支援金の返金を求める場合があります)。
- (2) 過去に採用された方は次の①または②に該当する場合のみ申請対象となります。
 - ①2022年1月1日以降に支給された公的支援の受給証明書があり、【対象となる方】の(2)の条件を満たしている場合
 - ②2022年の所得見込が2019年、2020年又は2021年の所得の1/2以下で、【対象となる方】の(2)の条件を満たしている場合

2. 支援の内容

今年度の授業料または施設設備費から、200,000円を減免します。

3. 提出書類

- ① 提出用確認シート (チェック欄に☑を入れてください)
- ② 修学継続緊急支援金申請書
- ③ 住民票 (世帯全員分) ※コピー可
- ④ 公的支援の受給証明書
・ 【!】新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった者を支援対象として実施されたものに限ります。
- ⑤ 家計急変後の経済状況を示す書類 (コピー可) (※保護者分全員)
パターンにより必要書類が異なります。
別紙提出書類を確認し、生計維持者の状況に合ったパターンの書類を提出してください。
- ⑥ ④の受給証明書がない場合のみ、家計急変前の経済状況を示す書類 (※保護者分全員)
- ⑦ **【該当者のみ】非課税証明書**
2019年、2020年、2021年に所得がなかった保護者等がいる場合は非課税証明書。
2022年に所得見込が0の場合は、所得がないことを記載した書類
(書式自由。申請者の学籍番号・学年・クラス・氏名を明記)

【注意点】

- ・ 場合によって、①～⑦の書類以外にも追加の書類を求めることがあります。
- ・ 申請書類や内容に不備がある場合は受付いたしません。
(明らかに申請基準を満たしていない場合の申請はご遠慮ください)。
- ・ 生計維持者の所得証明書類として最新の所得証明書(2022年度分)が必要な方について、お住まいの自治体によっては、証明書の発行開始日が書類提出日に間に合わない可能性があります。
その場合は、所得証明書の代わりに当該年の源泉徴収票等を期日までにご提出いただき、最新の所得証明書は発行可能になり次第、ご提出ください。
- ・ 源泉徴収票等、事前にご提出いただいた証明書類に記載の金額と所得証明書に記載の金額に相違があった場合や、所得証明書の発行が可能になっても書類をご提出いただけない場合には、採用が決定した場合でも支援金の返金を求める場合があります。
- ・ 申請後、本校からの指摘により、期日までに内容の不備が解消されない場合は申請が取消になります。
- ・ 姉妹等で在籍している場合は、それぞれで1件ずつ申請が必要です。

4. 審査結果について

- ・提出書類に基づき審査を行い、対象者を決定します。
- ・減免の詳細や返金手続き方法は審査結果と併せてお知らせいたします（7月上旬以降を予定）。

◆提出先

郵送締切：6月15日（水）必着（厳守）

※やむを得ない事情があり締切に間に合わない場合は、その理由を記し、下記の間合せメールまでご連絡をお願いいたします。

提出方法：レターパックライト（370）または特定記録郵便にて郵送してください。

郵送先：〒214-8565 神奈川県川崎市多摩区西生田1-1-1

日本女子大学附属中学校・高等学校 中高事務室 緊急支援金担当者宛

【本件についてのお問合せについて】

内容に個人情報を含むため、申請に関するお問い合わせは電子メールにてお願いいたします。

メールの件名は「法人緊急支援金 学年・クラス・生徒名」とし、本文には連絡先（携帯電話番号）を入れてください。

アドレス：n-fuzokuh@atlas.jwu.ac.jp（返信は平日のみとさせていただきます）。

※返信にはお時間をいただくことがありますので、ご了承ください。